

# いばら 社協だより



第214号  
《令和7年1月8日発行》



## 『災害ボランティアセンター設置訓練』開催 参加者大募集！

災害はいつ起きるかわかりません。  
『もしも井原市で震度6の地震が起きたら…』という想定で、災害支援の体験会をします。  
みんなで助け合えるよう、何も起きていない今、練習をしてみませんか？

日 時：令和7年3月8日(土) 9:30~15:30  
※受付9:30~9:45【各自で炊飯準備あり】

会 場：いばらサンサン交流館

参加費：無料 ※炊き出し昼食付

対象者：興味関心のある15歳以上の人  
災害ボランティアの事前登録ができる人

**※参加には申込が必要です**

申込締切：2月10日(月)

申込方法：右記コードからのフォーム入力  
メール i-syakyochiiki@ibara.ne.jp  
電話 0866-62-1484

18歳未満の人は  
保護者の同意が必要です





# 私たちにできること

## 縫製ボランティア募集

以前、縫製の仕事をしていた、趣味でしている等・・・ぜひその縫製の技術を活かし、ボランティア活動をしてみませんか？  
市内業者より帆布やデニムをご寄付いただき、ボランティアの手によって共同募金啓発用グッズに生まれ変わっています。

対象：ミシンをお持ちの人  
活動形態：自宅が無理のない範囲で取り組みます。



でんちゅうくんと一とバッグを縫製中!

洗濯後、破れがなく、汚れの少ないものをお願いします。



新品に限り、文房具も受け付けています!

「まだ綺麗だけどサイズが合わなくなつた」「卒業するけどまだまだ使える」等の制服や体操服を集めて、必要な人にお渡ししています。  
リサイクルにご協力をよろしくお願いします。

## 制服・体操服募集中

子どもの成長応援プロジェクト

### 【回収場所】

井原市社会福祉協議会・芳井支所・美星支所

### 【中学校】

高屋・木之子・井原・美星・芳井

### 【小学校】

高屋・大江・木之子・野上・出部・美星

※参観日等の保護者来校日のみ

稲倉・県主・荏原・芳井

◎回収した物品は、井原市総合福祉センター1階に常設し、譲渡しています。



## フードドライブにご協力ください



ご家庭で余っている未開封の食品、ティッシュや洗剤などの日用品を受け付け、必要な人にお渡ししています。

### 【受付物品】

- ・インスタント食品、レトルト食品、お米、缶詰、調味料等の日持ちがする食品
- ・ティッシュ、洗剤、タオル等の日用品 など

※ただし、アルコール、生鮮食品、開封したものは受け付けをしません。

### 【受付場所】

- ・井原市社会福祉協議会・芳井支所・美星支所
- ・井原市芳井健康増進福祉施設「あすわ」
- ・井原市B&G井原海洋センター（上出部町）
- ・井原市シルバー人材センター（西江原町）



※物品の受け取りを希望される人は、お問い合わせください。(☎62-1484)

## 日常生活自立支援事業

# 暮らしのあんしんをお手伝いします

役所での  
手続きが  
わからない



通帳をしまった  
場所を忘れてし  
まうことがある



市役所



計画的にお金を  
使いたいけれど  
上手いかない



書類が届いたけれど  
どうしたらいいか  
わからない

### どんな人が利用できるの？

- ① 契約などの判断に不安がある人
  - ② このサービスを利用する意思がある人
  - ③ 契約内容が理解できる人
- ※①～③のすべてに当てはまる人が

利用できます。

### どんなサービスがあるの？



- ・生活支援員が訪問します。
- ・福祉サービスを安心して利用できるようお手伝いします。
- ・毎日の暮らしに欠かせない、金銭管理をお手伝いします。
- ・日常生活に必要な事務手続きをお手伝いします。
- ・大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

【報酬】  
単価表により活動手当、交通費が  
支払われます。

支援計画にそって定期的に利用者宅を訪問し、預貯金の出し入れや支払いのお手伝いをしていただきます。興味・関心のある人をお待ちしています。

**日常生活自立支援事業  
生活支援員を募集しています**



元気に活動しています！

生活支援員  
大上 照子 さん

### 利用料はかかるの？

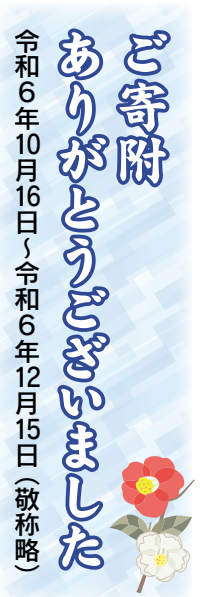
- ・利用は有料です。
- ・生活保護を受けている場合は無料です。



### あんしんして生活を送るために

日常生活において、困っている…不安だな…と感じたら、気軽に社会福祉協議会までお問い合わせください。

★相談無料 ★秘密厳守



◆香典返し・満中陰

- 青野町 三宅英行 芳井町吉井 山岡久子 (亡夫 菊譽) (亡夫 秀明)
- 木之子町 平 英二 美星町宇戸 坂川三恵 (亡父 俊一) (亡夫 徹也)
- 井原町 藤澤伯夫 美星町黒忠 原田妙子 (亡妻 愛子) (亡母 恒子)
- 美星町西水砂 渡邊聡司 美星町黒忠 西山美代子 (亡父 章) (亡夫 清二)
- 大江町 池田幸雄 美星町烏頭 渡邊勝彦 (亡父 光成) (亡母 清子)
- 井原町 山岡弘幸 ◆福祉用具のお礼
- 上出部町 森脇良路 美星町宇戸 吉田 強 (亡父 宣将)
- 東江原町 山本百合子 ◆一般寄付
- 門田町 岡田敦子 井原町 高橋康一 (亡夫 潤) 笹賀町
- 西江原町 川上敬子 昭和会(解散残金) (亡夫 昌弘)

【ご寄附のお願い】

皆様からいただきましたご寄附は、地域のサロン活動の助成・地区社会福祉協議会活動の助成など、市内の福祉活動を推進していくための、大きな支えとなっております。皆様のあたたかいご寄附をお待ちしております。

市社協への寄附は税金の控除が受けられます

寄附金控除を受けるには、確定申告時に寄附金受領証明書を提出してください。

【AかBのどちらか有利な方を選択】

**A 税額控除**  
《小口の寄附にも減税効果 大》  
算出された所得税額から税額控除額を直接差し引きます。  
税額控除額=(寄附金額-2千円)×40%

**B 所得控除**  
《高所得者の方に減税効果 大》  
収入金額から所得控除額を差し引いた後に税率をかけて所得税額を算出。  
所得控除額=寄附金額-2千円



個人住民税控除  
寄附をした翌年に始まる年度の個人住民税から控除されます。  
税額控除額=該当する寄附金のうち、2千円を超える部分×10% (県4%、市6%)

※控除には限度額があります。

福祉の相談窓口 ～井原市ふれあい福祉相談センター～ 相談無料 / 秘密厳守

	内 容	日 時
法 律 相 談	弁護士による法律上の相談 (相続・金銭貸借・境界問題 など) ※要予約 ☎ 62-1484	1/14(火) 13:00~16:00 2/ 4(火) 10:00~15:00 2/18(火) 13:00~16:00 3/11(火) 13:00~16:00
ひ き こ も り 専 門 相 談	専門家によるひきこもりに関する相談 ※要予約 ☎ 62-1484	1/22(水) 9:00~12:00 2/26(水)
ふ れ あ い 福 祉 相 談	日常生活での心配や悩みごとの相談 (通帳の管理や支払いの不安・生活資金の貸付 家庭介護・子どもの発達 など)	月～金曜日 8:30~17:00 (祝日を除く)